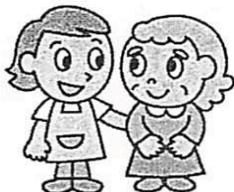


「地域支え合い活動」を始めませんか？

～地域支え合い体制づくり事業のお知らせ～



平成23年8月
秋田県長寿社会課

少子高齢化の進展により、高齢者等の福祉の充実は、今後の重要課題となります。しかし、必要な支援の多様化など、行政サービスだけで対応していくには限界があるため、今後、地域の中での支え合いによる高齢者等への支援が一層求められてきます。

このため、住民（団体）が主体的に高齢者支援等の活動（＝地域支え合い活動）を行い、行政は公的なサービスの提供とともに活動の紹介や運営へのアドバイスなどの後方支援を行う、という役割分担（＝協働）により、住民主体の取り組みの充実と普及を進める必要があると考えます。

こうした住民（団体）による「地域支え合い活動」の立ち上げや活動拠点の整備を行う場合、経費の助成（補助）を受けることができます。助成は、平成23年度限りです。詳しくは以下をご覧ください。

1 助成対象と上限額

自治体、町内会、NPO、社会福祉法人、
老人クラブ、福祉サービス事業者等…

(1) 立ち上げ支援

既存組織における新たな取り組みまたはNPO法人等新たな活動団体の立ち上げに係る経費。上限額350万円

※ 対象経費の例

先進地視察に係る旅費
地元説明会の開催費用
事務機器の購入費用
自動車や除雪機、自家発電機の購入費用
オープンセレモニーに係る費用 等

ふれあいの居場所づくり、買い物支援、
移送サービス、生活・介護支援 etc.

(2) 活動拠点整備

活動の拠点の整備に係る経費。上限額100万円

※ 対象経費の例

給排水設備、衛生設備改修工事、床・天井・壁仕上げ張替え工事、
すのこ・カーペット・食器棚等の購入費用 等



2 事業の申請から交付までの流れ

(1) 申請

申請前に、県（市町村）にご相談ください。申請書の様式や手続き等について、ご説明します。

(2) 事業開始

申請書の提出を受け、事業内容が適切であれば、県（市町村）は補助金を交付する旨を通知します。事業開始はこの通知後となります。

(3) 事業完了

事業完了後（遅くても平成24年3月31日まで）、県（市町村）に実績報告書を提出していただきます。

(4) 請求書提出

実績報告書の審査の後、県（市町村）は補助金額が確定した旨の通知をしますので、その金額で請求書を提出していただきます。

(5) 補助金交付

提出していただいた請求書により、県（市町村）から補助金をお支払いします。

3 事業の募集期間

〆切：平成23年10月7日（金）



4 問い合わせ先

各市町村の高齢者福祉担当課
または

北秋田市 高齢福祉課 担当：島山
TEL 0186-62-6639

秋田県地域支え合い体制づくり事業相談窓口
TEL：018-860-1361
秋田県健康福祉部長寿社会課 担当：佐藤

まで、お問い合わせください。

高齢者等の福祉充実のため、
秋田県は「地域支え合い活動」を支援します。

